

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷四十第

行發日一月三年一十正大

## 論叢

最低生活費課稅説を駁す

法學博士 小川郷太郎

マルクス氏餘剩價值説の評論

法學博士 田島錦治

戰國の都市

文學博士 三浦周行

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

我國に於ける國民所得の發達

法學士 汐見三郎

經濟道と經濟術

法學士 作田莊一

## 時論

我邦の相續税を論ず

法學博士 神戸正雄

## 說苑

地學觀社會學説に就きて

法學博士 財部靜治

リッケルトの價值體系

文學博士 米田庄太郎

## 雜錄

エルンスト、フ  
リードリツヒの  
經濟階段説

經濟學士 黒正巖

# 我國に於ける國民所得の發達

沙 見 三 郎

## 第一 緒 言

余は曩に本誌に於て「財産税と國富統計」と題し、國富統計の必要なる事及び確實なる國富統計を作製する爲めには其前提として財産税の存在を要する事を明にして置いた。然るに我國には財産税未だ制定せられず、従つて財産税を基礎とする國富統計は現今の我國に於ては、遺憾ながら之を得る事が出来ないのである。

所が國富以上に統計的研究を必要とし、且つ我國に於て比較的容易に確實に調査出来るものであつて、而も尙充分に開拓せられてゐない方面がある、所得税に基く國民所得の研究が是である。我國の所得税法は明治二十年の制定に創まり、其後大小の改正を経て今日に及んでゐる、彼是三十有餘年の歴史を有してゐるのである。故に此所得税の統計を利用すれば、一時代の長きにわたる我が國民所得の發達の跡を窺ふ事が出来るのである。

所得税の材料による國民所得の研究は、夙に獨逸に於て Wagner, Meyer<sup>1)</sup> 等の手により試みられてゐたが、最近に至り其他の諸國に於ても企てられてゐる Allen, Bowley, Stamp<sup>2)</sup> の英國に於けるが如き、Katsen<sup>3)</sup> の米國に於けるが如き、共に著しき實例である。世界大戦争を中心としての歐米諸國の國民所得の變動、彼等は此大問題を所得税統計によりて解決せんとするのである。然

- 1) Wagner: Zur Methodik der Statistik des Volkseinkommens. (Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus. 1904)  
Meyer: Ein Versuch auf dem Gebiete der Statistik der Einkommensteuer. (Allgemeines Statistisches Archiv. 1914.)
- 2) Allen: Some Changes in the Distribution of the National Income during the War. (Journal of the Royal Statistical Society. 1920.)

し戦争が國民所得の發達に影響を與へし事に於ては、我國も決して人後に落ちないのである。日清戦争は暫く措くとしても、尙記憶に新なる日露戦争、近くは世界大戦争により我が國民所得に如何なる變動を來せしかは、實に興味深き研究問題である、幸ひ我國には、可なり進歩した所得税統計の材料が整つてゐる、従つて英米諸國で苦心の結果調べ上げた戦争と國民所得との關係は、我國では比較的容易に研究出来る。

國民所得の發達は頗る廣汎なる問題なるが故に、所得税統計のみより其凡てを解決する事は出來ない、此事業を完成する爲めには幾多の補助材料を必要とするのである。然し、所得税統計が最も主要なる材料なるが故に、此材料のみよりして一貫したる研究を試みる事は、決して無意義でない、以下余は、専ら所得税統計を通じて、我が國民所得の内容を明にし、以て其發達の跡をたづねたいのである。

## 第二 研究方法

國民所得の統計的研究方法は決して固定的のものではない、其時其所に順應したる方法を採用せねばならぬ。故に我が國民所得を研究するに際しても、先づ其方法を明にして置く必要がある。

國民所得の研究方法は、之を大別して、調査客體 (Was)、調査方法 (Wie)、調査主體 (Wer)、調査期間 (Wann) の四とする事が出来る、以下各項につきて説明を加へる。

第一の調査客體の問題は、範圍の問題と表示方法の問題とに二分し説明するのが便利である。

- 2) Bowley: The British Super-Tax and the Distribution of Income. (Quarterly Journal of Economics, 1913.)  
Stamp: A New Illustration of Pareto's Law. (Journal of the Royal Statistical Society, 1914)
- 3) Karsten: An Index of Incomes, (Quarterly Publications of the American Statistical Association 1920)

國民所得は、其表示方法の如何により、實質的所得と名義的所得とに分れる、實質的所得は所得を構成する經濟財其者であつて通常數量を以て示さる、一方名義的所得は所得を構成する經濟財の貨幣額である、兩者一長一短ある事は既に説明したる所であるが、茲には國民所得の統一的觀念を得る必要上名義的所得を探る事とする、即ち國民所得は、價値の共通分母たる貨幣により之を表示するのである。

次に我が國民所得は、其歸屬者を標準として、國家所得、皇室所得、私人所得の三に分つ事が出来る。研究の目的如何により或は此等所得の全部を網羅し、又は特に其一を限定する必要があるが、一般的に云つて私人所得に重心を置くべきである。蓋し現代文明國に於ては私有財産制確立し國民所得の大部分は私人に屬するものであり、且つ流通經濟貨幣經濟が私人間に最もよく行はれてゐるからである。本研究に於ては國民所得の範圍を私人所得に限定して置く、Wagner<sup>4)</sup>の所謂 *Privatinkommen der physischen Personen* が調査客體である。

故に調査客體に就ては、之を私人所得に限定し而して貨幣額を以て表示する事とする。

第二は調査方法である、國富統計の場合の如く、國民所得の調査方法は人的物的の二方法に分れるが、本研究に於ては専ら人的方法特に所得税に基く方法を採用する、其結果國民所得の中(一)所得税の課税物件とならざる所得、即ち性質上所得税を課せられざるもの、(二)課税最低限以下の所得、即ち金額の關係上所得税の課税の範圍外にあるもの、(三)量的にも質的にも所得税の課税物件でありながら、課税技術の關係よりして捕捉し難き所得、換言せば所得税を遁脱せる國民所

4) 拙稿：財産税と國富統計（經濟論叢第十四卷220-221頁）

5) Wagner: a. a. O. S. 41

6) 拙稿：前掲論文222-229頁。

得の三種は算定せられないのである。

第三は調査主體を如何に定むべきかの點である。客體を國民所得の中で私人に屬する所得のみとしたる以上、調査主體は私人となる譯である。従つて各個人につき其獲得する所得を調べ以て國民所得を算定せねばならぬ、然るに我國に於ては、所得税法の規定の上よりして、二つの制限が存してゐる。

其一としては、各私人につき其獲得する所の所得の凡てを知る事が出来ないものである。我所得税法は、私人の所得を三種に分ち、各々異なる課税方法を探つてゐた。第一種法人の所得は會社に於て課税し、第二種公債社債の利子は利札交附の際に徴税し、結局第一種第二種に屬せざる所得のみを第三種として、各個人につき綜合課税したのである。故に、私人の所得總額の中には株式の配當や公債の利子等は一切包含せられないのである。従つて、國民所得總額が各私人間に果して如何に分配せられてゐるかは、正確に之を知るを得ない、只國民所得の中第三種に屬する部分のみにつき、其分配状態を明にする事が出来るのである。

其二には各個人一人の所得は、税法の關係上、明とらないのである。所得税法の規定により一家の所得は凡て戸主の所得に合算する事となつてゐる、故に所得税統計に現はれた個人の所得額は、一個人の所得でなく實は家族全體の所得が戸主の名に於て示されてゐるに過ぎない。

以上の二制限あるが故に、調査主體としては、私人の團體なる一戸を擇ぶべく、而して其得る所の所得の中第三種所得のみが主體と關連して問題となり得るのである。

第四は調査期間である、我所得税法では曆年を採用してゐる、従つて「我が國民所得とは、我國民が一年間に獲得したる經濟財の總量なり」と云ひ得るのである。故に一年未滿の期間に於ける所得の狀態は之を明にする事が出来ない、かの國民所得の季節的變動の問題の如き、又戰爭が國民所得に最初に影響せしは何月なりやの微細の點は、此材料では解決し得ないのである。

以上調査客體、調査方法、調査主體、調査期間の四項にわたり、説明を加へた、大體此の如き方法に基き、明治三十六年より大正八年に至る十七箇年間の我が國民所得を研究したのである。明治三十六年以前を探らざりしは研究材料の不足の爲め、大正八年以後に及ばざりしは材料の同質性の破壊を虞れたからである。

一言注意すべきは、本研究には専ら相對數を使用し、以て絶對額過重の弊を防いだ事である。上記の如く、所得税統計に基く國民所得なる以上、其絶對額には脱漏の部分も少からず、且つ税法の改正再三ありしかば同質性に就いても遺憾の點が存してゐる。又名義的所得なるが故に、物價暴騰の際に於ては、其絶對數の信賴價値は頗る怪しいものである。故に國民所得の絶對額はなるべく之を避け、凡て相對數に換算したのである。此事たるや、此種の國民所得を研究するに際し、必要にして且つ十分なる條件である。

余の研究の眼目は、我國私人所得の全體に就て其發達の跡を明にするに存してゐる。已に私人の所得と云ふ以上は、是を獲得する私人が無ければならぬ、同時に其所得を構成する根源を推定し得るのである。茲に於てか、國民所得の發達の問題は、單純なる絶對額増減の問題を離れて、其増

し減じたる國民所得が如何なる構成分子を有するかの問題、更に其増減せし所得金額は何人の手を離れ何人の手に歸せしかの問題となるのである。従つて問題は自ら、國民所得の分配状態と國民所得の構成分子との二つに分れるのである。

### 第三 國民所得の構成分子

我が所得税法に於ては、其課税物件たる所得は、第一種所得、第二種所得、第三種所得の三に分れる。其中第三種所得に於ては、大正二年以來小額所得に對し控除査定の方法が採用せられてゐるから、國民所得を算定するに際しては、控除せられし金額だけを補はねばならぬ、又第二種公債社債の利子の中、國債の利子は、明治三十八年法律第十九號及び明治四十二年法律第七號により其一部又は全部を免税せられてゐるが故に、其を加算する必要がある。結局國民所得の總額は次の如くである。

### 第一表

	明治三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年
第一種所得	1,234,567,890	1,345,678,901	1,456,789,012	1,567,890,123	1,678,901,234	1,789,012,345	1,890,123,456	1,901,234,567	2,012,345,678
第二種所得	234,567,890	245,678,901	256,789,012	267,890,123	278,901,234	289,012,345	290,123,456	301,234,567	312,345,678
第三種所得	345,678,901	356,789,012	367,890,123	378,901,234	389,012,345	390,123,456	401,234,567	412,345,678	423,456,789
計	1,814,814,681	1,947,486,814	2,080,468,147	2,213,681,470	2,346,814,803	2,480,028,146	2,613,241,489	2,746,454,832	2,879,668,175

大正 元年 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年

第一種所得	1,000,000.00	1,200,000.00	1,500,000.00	1,800,000.00	2,000,000.00	2,200,000.00	2,400,000.00
第二種所得	100,000.00	150,000.00	200,000.00	250,000.00	300,000.00	350,000.00	400,000.00
免稅せられ	50,000.00	75,000.00	100,000.00	125,000.00	150,000.00	175,000.00	200,000.00
第三種所得	50,000.00	75,000.00	100,000.00	125,000.00	150,000.00	175,000.00	200,000.00
計	1,050,000.00	1,275,000.00	1,550,000.00	1,825,000.00	2,100,000.00	2,375,000.00	2,650,000.00

此總額を、所得源に從ひ種々に分類する事が出来る。Allenの如き、英國の國民所得を勤勞所得、

俸給所得、財産所得等に分ち戦前と戦後との國民所得の構成を比較してゐる。余が先に財産所得

(第一種乙所得、第二種所得、免稅國債利子、第三種所得中の小作料、貸宅地、原野、貸金等) 勤勞所得(第三種所得中の俸給

給料、諸給與、庶業、努力等) 財産勤勞共働の所得(第一種甲所得、第三種所得中の自作農業、山林、鑛業、牧養、商業、工

業等)の分類を施したのも大體同様の見地より出發したのである。然し此分類は、其限界が頗る曖

昧にして然も不自然である。殊に自作農の所得と商工業の所得とを同一列の財産勤勞共働所得に

加へ、小作による所得と株式の配當とを共に財産所得とし、更に手工業者、工場勤勞者、會社員、

醫師、辯護士等を無差別に勤勞所得者等に數ふるが如き、餘り人爲に過ぎる様に思はれる。

所得源に關し明瞭なる分類を施すに當つては、先づ我が國民經濟が如何なる方向に最も顯著な

る發展を遂げつゝあるかに着眼せねばならぬ。思ふに、農業林業等不動産所得を中心とせる時代

より、一轉して商工業所得中心の時代に進展しつゝあるのが、我國國民經濟の重要なる傾向の

一である、自作農と工業家とを結び、地主と株主とを結ぶ絆よりも、自作農と地主との連鎖、株主と

工業者との關係の方が——少くとも現代の我國に於ては——密接なる筈である。此見地よりして、

8) 大正六-八年度國債統計年報：國債利子支拂額累年比較、國債利子支拂額其一  
 9) Allen: op. cit., p.115  
 10) 拙稿：所得稅均等負擔の理想と實現(經濟論叢第七卷533-535頁)







の會社表を見るに、

社 數	資本總額	拂込資本金額	積立金額	配當金額
大正八年末現在會社	3,474	10,401,191	1,474,018	213,223
内 農業を營むもの	1,114	4,004	3,136	3,004

となつてゐる。故に會社の所得は、其殆んど大部分が農業以外のものであると云ふ事が出来る。

第二表は絶対數の表である、更に農業所得及び農業以外の所得が全所得に占むる割合を相對數に計算し、茲に第二表を得たのである。序に法人所得の割合をも計算して置いた。

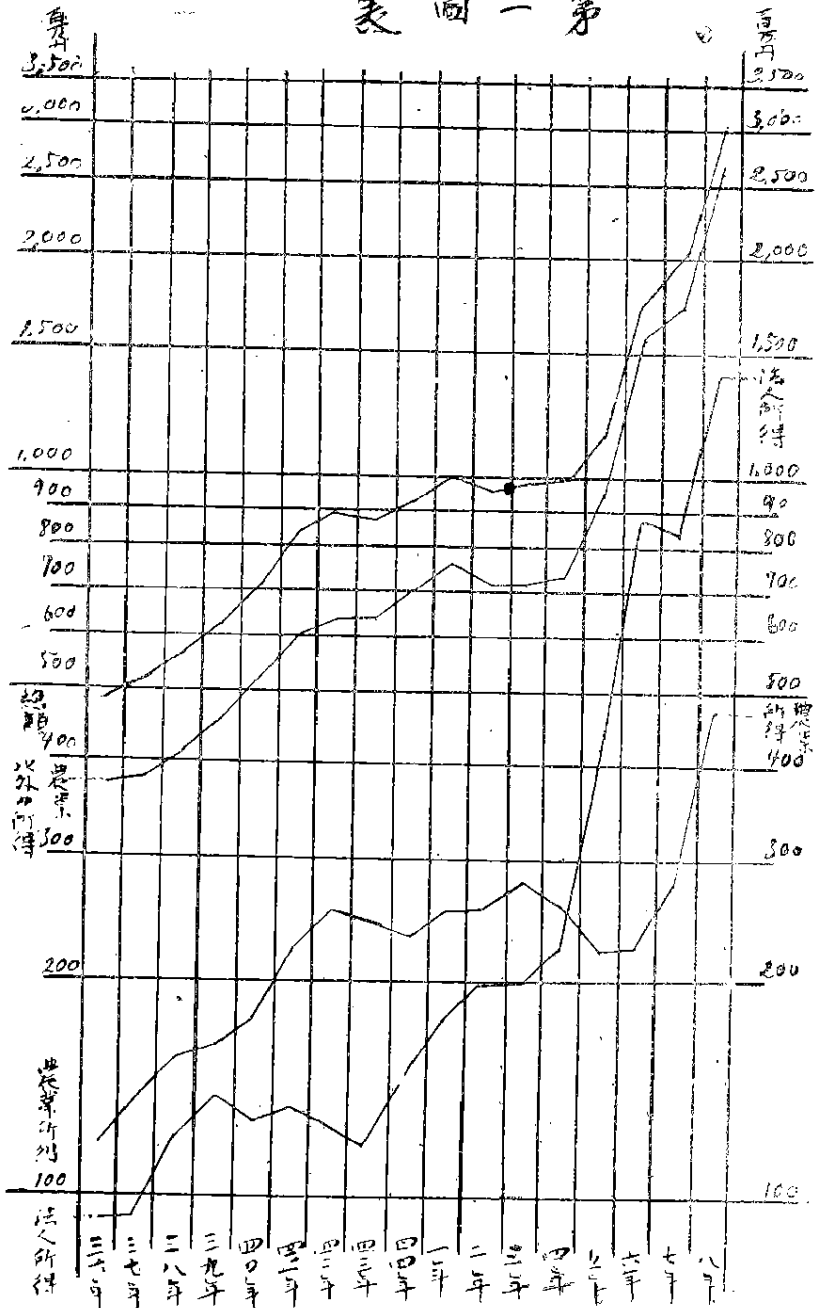
第三表

業 種	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
農業所得	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
農業以外の所得	88.3%	88.3%	88.3%	88.3%	88.3%	88.3%	88.3%	88.3%
法人所得	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%

(前年に比し増+減△比較)

實の歩を運んでゐる。然るに農業以外の所得殊に法人所得が大正五年以來急激に増加したるが爲めに、農業所得は相對的には激減せざるを得なくなつたのである、此傾向は日露戰爭の時には餘り顯著でなかつたが世界大戰に及び明に看取せられる。試に第二表の數字を對數目盛にて示し圖

表圖一第



表に作製すると、此間の消息が一層明となるのである、第一圖表が即ち是である。

論叢

我國に於ける國民所得の發達

第十四卷(第三號)

九五

五一五

總額、農業所得、農業以外の所得に大別し、更に法人所得をも加へた。本表は對數圖表なるが故に、變化の差よりも變化の比が示されてゐる。一線の上下は凡て増減の割合を意味してゐる。法人所得と農業所得との變化の比較は極めて興味が多い、其兩線の交叉せる際の如き、我國經濟の變轉期を思はしむるのである。

大正五、六年度を頂上とする我國の好景氣は、實に法人所得の増加であつた、商工業會社の所得の激増の結果である、從來總額の一割乃至二割を占めてゐた第一種所得が俄に三割又は——大正六年の如き——五割に垂んとするが如き、著しき變化ではないか。此間に、從來二割臺或は殆んど三割近くを占めてゐた農業所得は、僅に一割二分に迄減退したのである。

此等の統計より種々の結論が下せるであらう。もし農業所得が全體の所得に對して占むる割合の大小により、不動産時代なりや動産時代なりやを斷言し得るとせば、我國は不動産時代より動産時代に進みつゝあり、特に世界戰爭に入り此趨勢が明瞭な譯である。更に換言せば、世界大戰の餘慶は専ら商工業を中心とする階級が之を收め、農民は之に比しては餘り多くの分配に與り得ざりしと結論し得るのである。

#### 第四 國民所得の分配狀態

以上、國民所得が如何なる分子より構成せらるゝかを明にした、更に、此國民所得が何人に多く歸屬し、何人の受くる所得が減せしや、而して兩者の關係如何、これ即ち國民所得の分配狀態の問題である。

國民所得の分配を示す最も單純なる方法として、一戸當り又は一人當り國民所得が算出せられてゐる、思ふに國民所得總額を分子とし、一國の人口又は戸數を分母とする此種分數は、分母子共に同質であり且つ兩者の關係が同質なる事を前提として、始めて意味をなすのである。<sup>12)</sup>然るに現今の如く私有財産制確立し、大小所得の交錯せる社會に於ては、全く無意義の遊戯である。然らば此に代るべき如何なる方法を採用すべきか。

我國に於ては税法の關係上第三種所得に於てのみ、其各個人間に於ける分配狀態を捕捉する事が出来る。然れども、國民所得の主要部分たる第三種所得の分配狀態を相對數にて算定し、其變動を究むる事が出来れば、これ懸て國民全所得の分配狀態を推定し得る所以となるのである。現に英國の學者の如き、其貧弱なる材料の中よりして如何にかして分配狀態を推察せんと試みてゐる。Bowley, Stamp<sup>13)</sup>の研究に見るも、或は普通所得税の控除査定階級を利用し又は附加所得税、相續税の累進階級を利用し、以て國民所得の分配狀態につき其片鱗にても捕へんと努力してゐる。米國に於ても、最近所得税の材料整ふや、直に此種の研究が發表せられてゐる。<sup>14)</sup>故に我國の第三種所得のみの分配狀態を調ぶるも、其方法宜しきを得れば、先づ以て遺憾が無からう。

第三種所得税の累進階級、控除査定階級を利用すると、我國の納税戸數は、次の如き諸所得階段に分配せられるのである。第四表が即ちそれである。

#### 第四表

論叢 我國に於ける國民所得の發達

第十四卷 (第三號 九七) 五一七

12) Bowley: Measurement of social Phenomena. p. 196.

13) Bowley: The British Super-Tax & the Distribution of Income. Stamp: op. cit.,

14) Karsten: op. cit.,



階級	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
五百圓乃至七百圓以下	100,111	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428	122,428
千圓乃至二千圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
二千圓乃至三千圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
三千圓乃至五千圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
五千圓乃至七千圓以下	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
一萬圓乃至一萬五千圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
一萬五千圓乃至二萬圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
二萬圓乃至三萬圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
三萬圓乃至五萬圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
五萬圓乃至七萬圓以下	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
七萬圓乃至十萬圓	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
十萬圓以上	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
合計	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552	1,013,552

各所得階段共に大體増加の傾向にあるが、此間税法の改正再三ありしかば、一進一退し正確の事が判らない。更に、所得階段の間隔を統一し、各所得階段に屬する戸数が全體に對して占むる割合を相對數で示す必要がある。此目的を達する爲めに第五表を作製した。

(前年に比し増十減△比較)

第五表

階級	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年
五百圓乃至千圓	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

論叢

我國に於ける國民所得の發達

第十四卷 (第三號 九九) 五一九



千圓乃至二千圓	三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三	△ 三・三
二千圓乃至三千圓	五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七	△ 五・七
三千圓乃至五千圓	一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七	△ 一〇・七
五千圓乃至一萬圓	一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九	△ 一五・九
一萬圓乃至一萬五千圓	二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七	△ 二〇・七
一萬五千圓乃至二萬圓	二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八	△ 二五・八
二萬圓乃至三萬圓	三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八	△ 三〇・八
三萬圓乃至五萬圓	四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四	△ 四〇・四
五萬圓乃至十萬圓	五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三	△ 五〇・三

大正 二年 三年 四年 五年 六年 七年 八年

五百圓乃至千圓 △ 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四 + 六・四

千圓乃至二千圓 △ 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三 + 三・三

二千圓乃至三千圓 △ 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七 + 五・七

三千圓乃至五千圓 △ 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七 + 一〇・七

五千圓乃至一萬圓 △ 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九 + 一五・九

一萬圓乃至一萬五千圓 △ 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七 + 二〇・七

一萬五千圓乃至二萬圓 △ 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八 + 二五・八

二萬圓乃至三萬圓 △ 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八 + 三〇・八

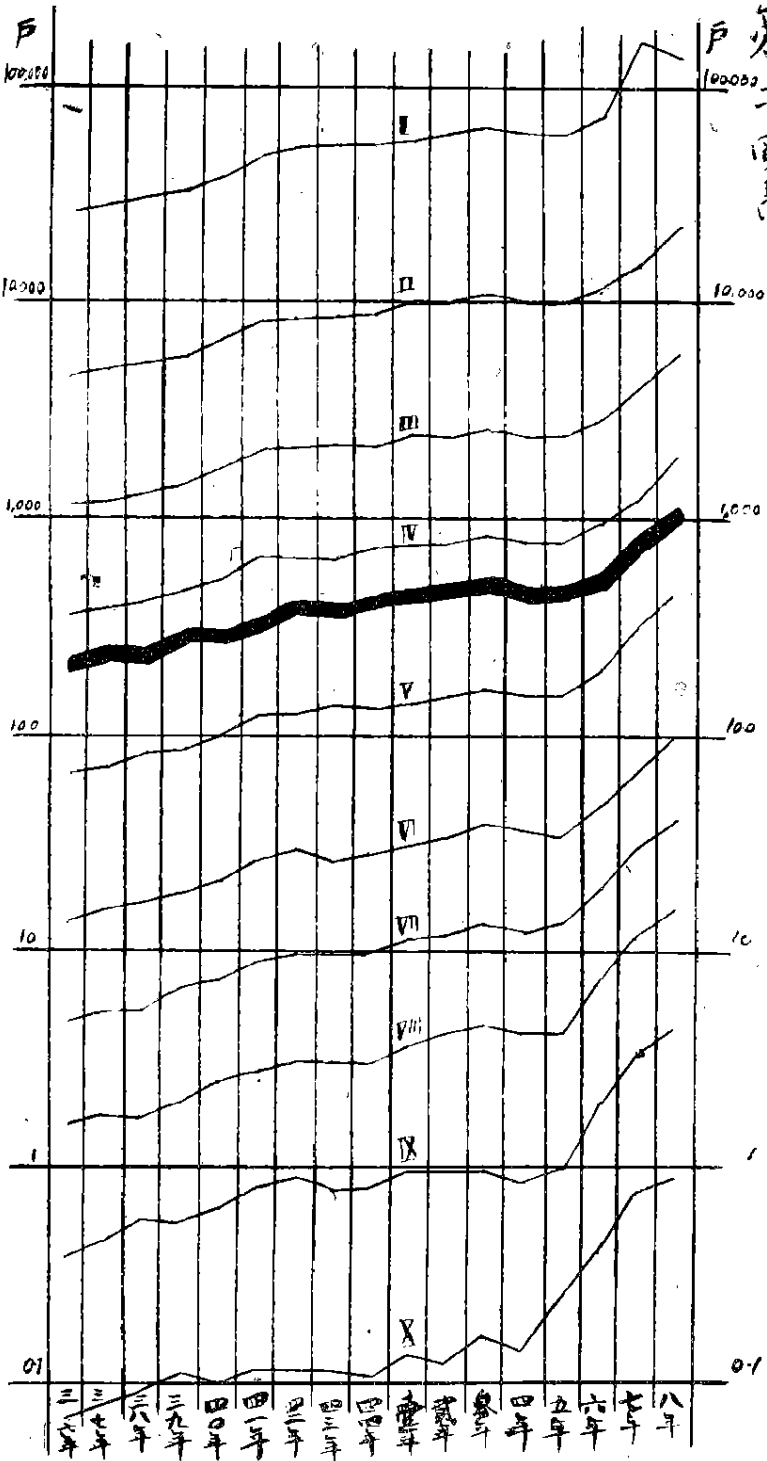
三萬圓乃至五萬圓 △ 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四 + 四〇・四

五萬圓乃至十萬圓 △ 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三 + 五〇・三

一見して明瞭なる變化は大正五年を中心として其前後に現はれてゐる。殊に大正五年六年の兩年の如き、減退してゐるのは千圓以下の階級の割合のみであつて、其以上の階級の占むる割合は何

戸 第  
二 圖  
長

れも増してゐる。而して所得階段を加ふるに従ひ其増加率が大となつて來るのである。



論 叢  
我國に於ける國民所得の發達

第十四卷 (第三號一〇二) 五二二

三六年 三七年 三八年 三九年 四〇年 四一年 四二年 四三年 四四年 四五年 四六年 四七年 四八年

然し第五表にては、其間隔が小なるは五百圓大なる時は五萬圓と云ふ極めて不同のものであるから、是を統一して表示せねばならぬ。百圓當り納税戸數幾何と云ふ事を調べねばならぬ。而して其間の變化の事情を一層明確ならしむる爲めには、精密なる對數圖表を作製し是に基き研究する必要がある。第二圖表は此目的の爲めに作製したものである。

本圖表の數字は、各所得階段に於ける百圓當り納税戸數である。Iは五百圓乃至千圓IIは千圓乃至二千圓IIIは二千圓乃至三千圓IVは三千圓乃至五千圓Vは五千圓乃至一萬圓VIは一萬圓乃至一萬五千圓VIIは一萬五千圓乃至二萬圓VIIIは二萬圓乃至三萬圓IXは三萬圓乃至五萬圓Xは五萬圓乃至十萬圓に該當するのである。而して合計即ち五百圓乃至十萬圓階段の百圓當り納税戸數は之を太線にて示した。線の傾斜によりて變化の割合を察するのは第一圖表と同様である。

此圖表に基き考察すると、大所得階段の増加が相對的に大なる事が明に窺はれる。而して其勢は日露戰爭の際には殆んど看取し得ず、今次の世界戰爭に至り始めて著しくなつたのである。只問題は、世界戰爭の途中から物價暴騰と云ふ現象が起つたから、其との關係如何である。或は是が爲めに名義的に凡ての所得階段が上昇し従つて相對的に變化を來したのではないかとの疑が生じる。然し所得金額が大なれば大なる程相對數の増加の率が大なる事は、其然らざる事を實證してゐる。更に此疑問に答ふる爲めには貧富の懸隔の坂の傾斜をも調べる必要がある。

貧富の懸隔の坂が如何なる傾斜をとつてゐるかを正確に調査するには、Pareto線の方法が最も適當してゐる。此方法は、最近英米學者の採用する所となり、現にStampは千九百十一年の英國の附加所得税に、又 Karstenは千九百十四年以後の米國の所得税に應用してゐる、我國に就て見ると、次の數字を得る事が出来る。

$\log N = \log A - \alpha \log x$		
$\log A$	$\alpha$	
10,6283499	1.91770	明治 36
10,5318860	1.87447	同 37
10,4688760	1.84422	同 38
10,5676767	1.86348	同 39
10,6296317	1.86707	同 40
10,6969628	1.85898	同 41
10,7662421	1.87229	同 42
10,9314232	1.92337	同 43
10,9863750	1.93859	同 44
10,9459381	1.91321	大正 1
10,9386192	1.90269	同 2
10,9169886	1.88904	同 3
10,9009213	1.89081	同 4
10,5440197	1.77737	同 5
10,0022037	1.57855	同 6
10,2661961	1.59593	同 7
10,4520877	1.61172	同 8

日露戦争時代に著しき變化なかりし $\alpha$ が世界戦争に至り大に減じたるは注目すべき事實である。殊に大正六年の如きは其ドン底に達し、又其前後の五、七、八の三年は何れも小なる數を示してゐる。看過し難き點である。

Pareto 線より云へば $\alpha$ が小となりし事、相對數よりせば大所得者の割合が大となりし事、此二點が世界大戦争の我が國民所得の分配状態に齎したる顯著なる影響である、而して同じく我國の參加したる戦争でありながら、日露戦争にては此事は明瞭でなかつたのである。

## 第五 國民所得の發達

所得税に基き算定したる我國國民所得は以上の如くである。絶對額としては、過去十七年間多少の消長ありしに止まり、政治算術的興味を満足せしむる以外に大變化ある事なし。然れどもそれが如何なる根源より構成せらるゝか、又何人の手にヨリ多く何人の手にヨリ少く歸着するに至りしかの問題に就ては、年と共に大なる變動を見たのである。余の研究したるは、實に此點である。而して此等大變化は日露戰爭當時には全く見ざりし所にして、世界大戰爭が勃發して後に極めて明瞭となつたのである。従つて我が國民所得の發達の大勢より云へば、日露戰爭よりも寧ろ世界戰爭の方が其影響大なりと云はねばならぬ。

嘗て Wagner は、<sup>16)</sup> 其詳細なる統計數字に基き Preussen の各地方の所得分配状態を研究したのである。商工業地の Rheinland と農業地の Ostpreussen とを對比し、其間に Potsdam, Berlin, Sachsen を配し、此等諸地方の所得分配状態を逐年調査したのであつた。志す所は、實に、所得源が商工業なりや農業なりやによりて或は國民所得の分配状態に異なる所なきや否やを統計的に實證するにあつたのである。余の研究は、日本全體の國民所得を對象とし、其所得源及び其分配状態を長年月にわたり調査したものである。而して過去十七年間の實蹟を見るに、所得源に於ては農業所得の占むる割合は追々減少し、反之商工業所得の代表とも見るべき法人所得が漸次増加したのである、これ我が國民經濟に於て農業立國の色彩が多少薄らぎ商工業階級を中心とする資本主義の發達せし事を示してゐるのでなからうか。更に所得分配状態を見るに、大體に於て大所得者數が全

16) Wagner: Weitere statistische Untersuchungen über die Verteilung des Volkseinkommens in Preussen auf Grund der neueren Einkommensteuer Statistik.

體に占むる割合が増加し、Pareto 線の  $\alpha$  の如きも漸次小となる傾向が窺はれる。而して所得源及び所得分配状態に於ける此變化は、大正五年來特に明瞭に現はれて來たのである。思ふに國民所得の構成要素と其分配状態との間には何等かの密接なる連鎖が無くてはならぬ。余は茲には兩者の間に或種の連鎖の存在すべき事を示すに止め、其連鎖の何たるかに就ては之を後日の問題として提出して置きたいのである。

×   ×   ×   ×   ×   ×

以上余は我國全體に於ける國民所得の發達の状態を考察したのである。我國に於ても各地方により大に事情を異にするが故に、此問題に對する徹底的の解決を得る爲めには、更に地方別研究に移らねばならぬ。世界大戦争が我國各地方の國民所得の發達に及ぼしたる影響の如何に就きては、更に稿を新にして論究して見たい。(二一、二二、二三)